

佐賀県選挙管理委員会告示第11号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月26日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名称	所在地	名称	所在地
略	略	略	略
中多久病院	多久市北多久町多久原2512番地24	中多久病院	多久市北多久町多久原2512番地24
諸隈病院	<u>多久市北多久町大字多久原2414番地70</u>		
社会福祉法人天寿会介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ	多久市南多久町大字下多久字上ノ原2118番地173	社会福祉法人天寿会介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ	多久市南多久町大字下多久字上ノ原2118番地173
略	略	略	略
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
略	略	略	略
特別養護老人ホームめずら荘	<u>唐津市元旗町816 - 217</u>	特別養護老人ホームめずら荘	<u>唐津市東唐津四丁目7番26号</u>
略	略	略	略
社会福祉法人健寿会特別養護老人ホームちぐさの	<u>唐津市北波多田中907番地1</u>	社会福祉法人健寿会特別養護老人ホームちぐさの	<u>唐津市北波多徳須恵1201番地1</u>
略	略	略	略
3 略		3 略	